

平成30年度地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館における
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

平成30年4月1日

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「法人」という。）が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 基本的考え方

- (1) 予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第12条の規定に基づく随意契約により調達を行う場合には、障害者就労施設等から優先的な調達に努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等がその特性により、調達から不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に努めるものとする。
- (3) 障害者就労施設等から物品等を調達するときは、これまで調達実績のある物品等だけでなく、実績のない物品等の調達にも努めるものとする。
- (4) 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定に努めるものとする。

3 調達目標

法人が障害者就労施設等から調達を推進する物品等の種類及び目標は別紙のとおりとする。

4 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等（障害福祉サービス事業所等）
 - ・ 就労移行支援事業所
 - ・ 就労継続支援事業所（A型・B型）

- ・生活介護事業所
 - ・障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
 - ・地域活動支援センター
 - ・小規模作業所
- (2) 障害者を多数雇用している企業
- ・障害者雇用促進法の特例子会社
 - ・重度障害者多数雇用事業所（※）
- (※) 重度障害者多数雇用事業所の概要
- ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (3) 在宅就業障害者等
- ・自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者(在宅就業障害者)
 - ・在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体(在宅就業支援団体)

5 調達方針及び実績の公表

- (1) 調達方針を策定または改正したときは、ホームページにて公表するものとする。
- (2) 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ公表するものとする。

(別紙)

平成30年度障害者就労施設等からの物品等の調達目標

○ 調達目標

平成30年度においては、1,000千円以上を調達するよう努める。

○ 優先的に調達する物品等

	品目	項目
物 品	事務用品	ゴム印
	食料品・飲料	パン、弁当、菓子類、お茶の葉
	小物雑貨	種苗、生花、木工品、陶磁器
	その他の物品	木製の机、木製の椅子、横断幕、旗、のぼり旗、立て看板、 チョーク、石灰
役 務	清掃・施設管理	清掃、除草作業
	情報処理・テー プ起こし	ホームページ作成、データ入力・集計、テープ起こし
	その他のサー ビス・役務	仕分・発送、紙折・封入作業、資源回収・分別